

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

オー! み な い い きゅう ふ
0570-037-192

9時～18時(土日祝も開設。
ただし、12月18日以降は平日のみ。)

■IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」を装う

“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方



Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者」とはどのような人ですか？	A.平成28年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。)
Q.平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。
Q.自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？ 	A.例えば、 ●ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合 ●ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合には、基本的に住民税が課税されています。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域や扶養親族等の人数によって異なりますが、例えば、東京都23区にお住まいの単身者の場合、給与収入で100万円、年金収入で155万円になります。 ※年金収入は65歳以上の場合

支給額

1人につき **15,000円** ※支給は1回です。

申請方法

- 臨時福祉給付金(経済対策分)を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日時点で住民票がある市町村です。**
(平成28年以降に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。**
- 詳細は、各市町村からの広報や
厚生労働省の特設ホームページ(**「カクニンジャ」で検索**)をご確認ください。

お問い合わせ先

「厚生労働省給付金専用ダイヤル **0570-037-192**」または
「申請先の市町村」へお問い合わせください。

オー! み な い い きゅう ふ

カクニンジャ

検索